建設省厚契発第32号建設省技調発第147号建設省営計発第132号平成12年9月20日

最終改正 令和5年12月27日

国官会第19132号 国官技第273号 国営計第129号 国営整第155号 国北予第14号

各地方建設局総務部長 殿 各地方建設局企画部長 殿 各地方建設局営繕部長 殿

建設大臣官房地方厚生課長建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

総合評価落札方式の実施に伴う手続について

建設業者から性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共工事の質を高めるため、「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)による競争参加資格確認資料又は「公募型指名競争入札方式の手続について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号)よる技術資料の提出に併せて、設計及び施工方法等に関する提案を募集し、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に係る手続を定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。

記

1 適用する工事の範囲

競争入札に付する工事(特に小規模な工事を除く。)について、次の(1)から(3)までのいずれに該当するかに着目して総合評価落札方式を適用する。

- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を 必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に 比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

2 募集手続

- (1) 一般競争入札方式における入札公告又は工事希望型競争入札における送付資料 の送付を行う際に、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - 一 総合評価落札方式である旨
 - 二 性能等の要求要件及び評価基準
 - 三 発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、技術提案を求める旨
- (2)技術提案は、一般競争入札方式における競争参加資格確認資料又は工事希望型 競争入札方式における技術資料提出の際に、併せて提出するものとする。
- 3 手続に要する日数

別紙に示す日数を参考とするものとする。

- 4 提案の提出
 - (1) 提案を求める範囲

技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)に示す落札方式及び総合評価の方法によって、発注者に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

(2) 提案を求める部分の位置付け

標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案((3) おいて「VE提案」という。)を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

(3) 提案の提出方法

入札者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画等に関する書類(以下「技術提案書」という。)を提出するものとする。なお、入札者は、VE提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意思がある場合、標準案による施工計画を併せて提出することができるものとする。

5 技術資料作成説明会の開催

地方整備局長は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会を実施することができるものとする。

6 資料のヒアリング

地方整備局長は、必要があると認めるときは資料のヒアリングを実施することができるものとする。

7 提案の審査及び採否の通知

技術提案の審査及び採否の通知の手続については、入札時VE方式の手続(「一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について」(平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計第15号)に規定する手続)に準じて行うものとする。

8 総合評価の方法及び落札者の決定

「総合評価落札方式の実施について」(平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 30 号)によるものとする。

9 提案内容の保護

技術提案内容の保護については、入札時VE方式の手続(「一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について」(平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建

設省技調発第36号、建設省営計第15号)に規定する手続)に準じて行うものとする。

10 責任の所在とペナルティ

発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書又は技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。

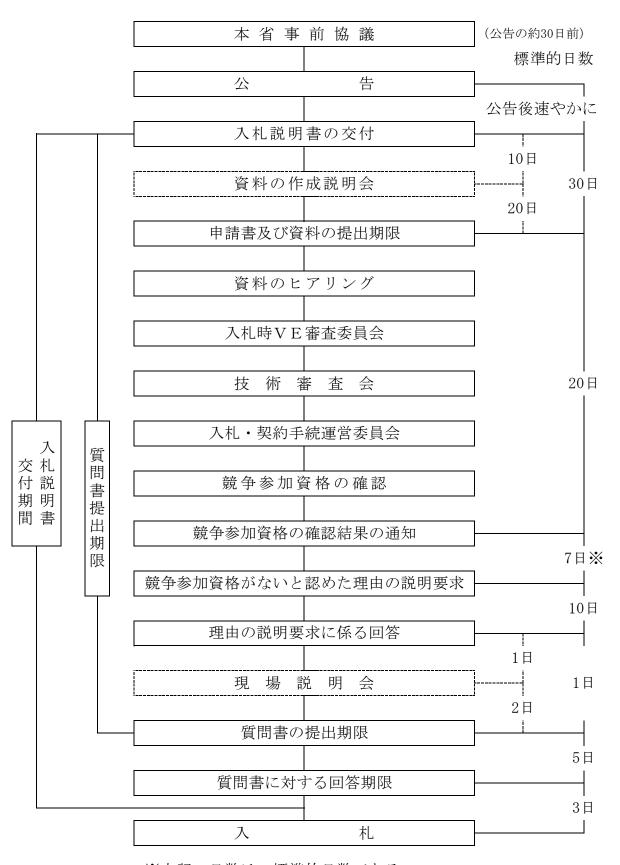
11 入札公告等に明示する事項

提案を募集する場合においては、入札公告及び入札説明書又は技術資料作成要領に 次の事項を加える。

(1) 入札公告

- ① 当該工事が、総合評価落札方式による工事であること。
- ② 技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した技術提案書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案により施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。(技術提案等の採否の通知をする場合)
- ③ 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する こと。(技術提案等の採否の通知をする場合)
- ④ 資料作成説明会を実施すること。(難易度の高い工事において資料作成説明会を開催する場合に限る。)
- ⑤ 資料のヒアリングを実施すること。(資料のヒアリングを実施する場合)
- ⑥ 提案で求める性能、機能、技術等の要求要件及び評価基準
- (7) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (2) 入札説明書又は技術資料作成要領
 - ① (1)の内容の詳細
 - ② 技術提案等は競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たって、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
 - ③ 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、VE提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、VE提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとすること。(技術提案等の採否の通知をする場合)
 - ④ VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。
 - ⑤ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。
 - ⑥ 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理 的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うこと。

総合評価落札方式の手続(一般競争入札方式の場合)



※上記の日数は、標準的日数である。